

国外発行株式等に係る配当の告知書

私は、所得税法施行令第 343 条第 3 項の規定の適用を申請し、所得税法第 224 条の第 1 項および第 2 項、同法第 224 条の 3 第 1 項、租税特別措置法第 8 条の 3 第 7 項、および同法第 9 条の 2 第 6 項の規定により告知します。

【包括】 利子、証券投資信託収益の分配および配当等の告知書

この告知書は本券の寄託中のものについて、効力を有するものとします。